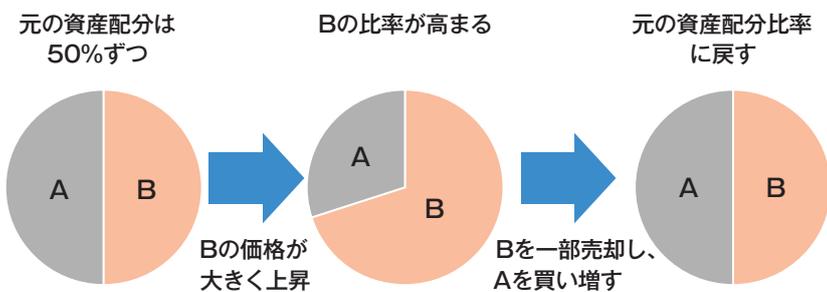




【図表1】リバランスのイメージ



信託などは、「売り時」の見極めも重要です。市場の潮目が変化するタイミングで適宜利益確定をしたり、商品を入れ替えたりすることで、ポートフォリオを作り変えていくのです。

このケースでは、利益が出ているからといってすぐに売却に走るのではなく、その売却益を使って、次にどの投資信託（または他の金融商品）に投資するか、事前に考えておくことがポイントとなります。せっかく利益確定をしても、売却益相当分が投資機会を失われたままであるというのは

好ましくありません。市場環境に基づいた投資シナリオをあらかじめ作っておくことが重要です。

③ 売却を検討しても良いケース3…

「リバランスを目的としている」

3つ目は、ハードルこそやや高いですが、効果的に資産を増やしていく上では欠かせない「リバランス」を目的としているケースです。まずは、リバランスの基本から解説します。

「リバランス」とは、相場変動によつて

変化した資産の配分比率を当初の状態に戻す作業です【図表1】。特定の資産（ファンド）が値上がりして配分比率が高くなると、必然的にその資産のポートフォリオにおける影響力が大きくなります。影響力が大きくなると、そのファンドが急落した場合、ポートフォリオ全体がダメージを受けることとなります。

そこで、比率の上昇した資産を売り、低下した資産を買い増すことで資産配分を元の比率に修正し、同時にポートフォリオ全体のリスクも当初の水準に戻すのです。リバランスという一連の行為に、利益確定の売却が含まれている点の特徴です。

では、売却後の投資先はどのように選ばれば良いのでしょうか。

リバランスをする際に重要になるのが、「相対的に割安感がある」または「（価格が）戻り切っていない」資産や地域へ目を向けることです。言い換えると、「人気が出過ぎ

ていない」資産です。例えば、同じ株式でも、新興国株式は米国株と比べるとまだ割安感があるため、米国株の含み益相当分を売却し、その分だけ新興国株式を購入すれば、ポートフォリオの原型を作ることができます。昨今人気が高まっているインド株などでも良いでしょう。

また、上昇している資産と相関の低い資産にも着目してください。例えば、金（ゴールド）は一般的に株式（とりわけ米国株式）と逆の値動きをする傾向にあります。相場全体が「リスクオン」の状態となり、株式市場が好況に沸くと、資産保全の色合いが強い金の値動きは比較的穏やかになります。金という資産はあくまでも分散投資の1パーツとして保有することが望ましいので、値動きが少し落ち着いたタイミングで取り入れることをおすすめします。

このように、リバランスを実践する上で重要なのは、「相対的に出遅れている」、または「（価格が）戻り切っていない」資産や地域にも目を向け、勇気を出してこれらの資産を購入することです。人間は誰しも、成功体験を積むと、その資産に特別な思い入れを持つものです。米国株や米国株インデックスを追加で購入したくなる気持ちは理解できますが、グッと我慢しましょう。

リバランス実施のコツは「覚えやすい日」

以上の通り、複数本の投資信託を管理

【図表2】非課税期間中に売却をしなかった場合、課税口座へ残高が払い出される

【例】購入時10万円の投資信託が、非課税期間満了時に15万円になっていたケース



- ・払い出しは自動で行われる
- ・平均取得価額はその年の年内最終営業日の終値に上書きされる
- ・課税口座に払い出された後の取引ルール（手数料や利益に対する課税など）は、特定口座や一般口座のルールが適用される

する上で、リバランスが重要ということをご理解いただけたと思います。では、相場が大きく動いた時は速やかにリバランスを行った方が良いのかというと、必ずしもそういうわけではありません。

プロの投資家の世界では、相場転換のシグナルの検知など厳密なルールを決めた上でリバランスを実施しますが、個人の資産形成で厳格なルールを作って実践するというのは極めて困難です。さらに、リバランス

は、あまり小刻みに行っても効果を得にくいというのがあります。

以上をまとめると、リバランスの頻度は多くて年1回程度で十分です。タイミングについても、毎年決まった日で統一すると良いでしょう。年初や年度初めのほか、誕生日など、覚えやすい記念日でも構いません。例えば、誕生日に保有する投資信託を確認して、20%程度の利益が出ているファンドがあったら、その利益相当分を解約（売却）して比率の低下したファンドを買い増す、というのが、一連のリバランスの対応です。実際にリバランスを行うかどうかは別として、ひとまず覚えやすい日を投資信託の「確認日」として設定しておくことをおすすめします。

旧NISAで保有する商品は
どうすれば良い？

ここからは、NISA口座の中で保有する投資信託の見直しと売却の考え方について解説します。

NISAは、2024年1月から新制度が始まりました。これに伴い、旧制度の「一般NISA」と「つみたてNISA」は、ともに2023年末をもって新規の買付が終了しました。旧制度で購入した商品はあくまでも旧制度のNISA口座内で保有を続けることとなります。新制度に「移管」することはできません。

旧一般NISAは、投資をした各年から

数えて5年、つみたてNISAは同20年間、非課税で運用を継続できます。つまり、制度の最終年にあたる2023年の購入分は、一般NISAで最長2027年まで、つみたてNISAで同2042年まで非課税で商品を保有し続けることができます。このように、非課税で継続保有できる期間はいずれ終了します。一定程度のリターン（含み益）が発生している場合は、非課税期間の満了を待たずして売却し、新NISAの投資原資に充てるなどしても良いでしょう。売却の目安となるリターンの水準は、おおむね20%程度と考えてください。

「まだ猶予がある」と安心して、うっかり旧制度の非課税保有期間を過ぎてしまうと、保有商品は課税口座へ払い出されてしまいます。その場合の取得単価は、非課税期間最終日の基準価額、もしくは、終値に上書きされます。含み益が出ていることに気付かず課税口座に払い出されてしまうと、売却時に課税されてしまいます【図表2】。非課税保有期間が2027年で終了する一般NISAを利用していった人は、特に注意が必要です。

新NISAでは
「非課税枠の再利用」がカギに

そもそもNISAは、配当を受け取るか、または、保有資産を売却して利益を確定することで初めて非課税の恩恵が受けられる制度です。iDeCoを含む確定拠出型年金制度は、掛金を拠出していれば所得控除

